

産前産後期間相当分（4か月分）の 国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 出産予定又は出産された**国民健康保険被保険者の方**（以下「出産被保険者」という。）が対象です。妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。）
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。また、出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減方法

- 対象年度の世帯の年税額から、出産被保険者の「産前産後期間」相当分の保険税が減額されます。

…産前産後期間

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠				出産予定月		
多胎妊娠				出産予定月		

単胎妊娠の方：出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月の計4か月間

多胎妊娠の方：出産予定月（又は出産月）の3か月前から出産予定月（又は出産月）の翌々月の計6か月間

〈注意事項〉

- ・ 出産される方の産前産後期間相当分の保険税（所得割額と均等割額）が世帯の年税額から減額されます。
 - ・ 産前産後期間相当分の軽減額については、原則、納期未到来の保険税の期別から減額されるため、産前産後期間中に支払う保険税が0円になるわけではありません。
 - ・ 世帯の年税額が課税限度額を超過している場合は、軽減額が発生しないことがあります。
- 出産被保険者の産前産後期間が年度をまたぐ場合は、各年度に属する月数相当分の保険税が、各年度の世帯の年税額から減額されます。

令和A年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
				出産予定月			
A年度				B年度			

- ・ 上図の場合、A年度分の世帯の年税額から、出産被保険者の3月相当分の保険税が減額され、B年度分の世帯の年税額から、4月、5月、6月相当分の保険税が減額されます。

届出に必要な書類

- ① 届出人の本人確認書類
- ② 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ③ 母子健康手帳など

- ・ ②については、保険年金課窓口にてお求めいただくか、市公式ホームページからダウンロードして印刷したものをお使いください。
- ・ 郵送での届出も可能です。

問合せ・届出先

〒207-8585 東大和市中央3丁目930番地 東大和市役所 保険年金課 国民健康保険税係
東大和市役所 1階2番窓口 TEL：042-563-2111 （内線1023・1024）